

一般財団法人茨城県交通安全協会行動計画（女性活躍推進法）

政府が定める女性活躍推進法に基づき、本協会の女性職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2 計画の推進（具体的実施項目）

目標1：専門職（自動車学校教習指導員）への女性登用の促進

※女性の少ない専門職（自動車学校教習指導員）の女性比率を20パーセントまで引き上げる。

【取組内容】

- ・令和4年4月～年度ごとに順次増員を目指す。（年度ごとに検証）
- ・令和4年6月～ホームページ内容の変更や新たに自動車学校パンフレット等を作成する場合において、専門職（自動車学校教習指導員）の女性が活躍している写真をさらに強調して掲載するなど、求職者に向けた積極的な広報を実施する。

目標2：所定外労働時間の抑制

※職員全体の残業時間を月平均7時間以内とする。

【取組内容】

- ・令和4年4月～各種会議等で、所定外労働を抑制（7時間以内）するよう職場環境づくりを推進する。
- ・令和4年10月～各部署における所定外労働の問題点を検証し、所定外労働時間の抑制についての検討を実施する。

3 女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表

(1) 自動車学校教習指導員の状況

	全体（人）	内 訳（人）		女性比率
		男 性	女 性	
自動車学校教習指導員数	64	57	7	<u>10.9%</u>

令和4年5月1日現在

(2) 職員の残業時間の状況

	全体（人）	内 訳（人）	
		男 性	女 性
職 員 総 数	3 1 0	1 4 9	1 6 1
職員 1 人あたりの月平均時間外数	<u>7. 8 6 時間</u>		

※令和 4 年 1 月 1 日から同年 4 月 30 日までの 4 か月間（随時更新）